



宮 崎 県 公 報

令和4年3月14日 (月曜日) 第 288 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示
○建築基準法に基づく道路の位置の指定…………… (建築住宅課) 1

公 告
○県営土地改良事業に係る換地処分…………… (農村整備課) 1
公安委員会公告
○検定合格者審査の実施について…………… 1

告 示

宮崎県告示第 178号

建築基準法 (昭和25年法律第 201号) 第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和 4 年 3 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(西都) 2021- 1	西都農業 協同組合 代表理事 壹岐定憲	西都市大字右松字 下鶴1904番 1	6.00	35.63	令和 4 年 3 月 2 日

公 告

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第89条の 2 第 9 項の規定により、鹿児島地区県営土地改良事業 (高原町、県営畑地帯総合整備事業 (担い手育成型)) に係る換地処分をした。

令和 4 年 3 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第 1 号

警備業法の一部を改正する法律 (平成16年法律第50号) 附則第 5 条に規定する審査 (以下「検定合格者審査」という。) を次のとおり実施する。

令和 4 年 3 月 14 日

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

1 検定合格者審査の種別及び級並びに資格

(1) 空港保安警備業務に係る 1 級の検定合格者審査

警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。) 附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和61年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧規則」という。) 第 1 条第 1 項の表

に規定する空港保安警備 (以下「空港保安警備」という。) に係る同項に規定する検定 (以下「旧検定」という。) であって同条第 2 項に規定する 1 級に係るもの (以下「旧 1 級検定」という。) に合格した者

(2) 空港保安警備業務に係る 2 級の検定合格者審査

空港保安警備に係る旧 1 級検定又は旧検定であって、旧規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級に係るもの (以下「旧 2 級検定」という。) に合格した者

(3) 施設警備業務に係る 1 級の検定合格者審査

旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する常駐警備 (以下「常駐警備」という。) に係る旧 1 級検定に合格した者

(4) 施設警備業務に係る 2 級の検定合格者審査

常駐警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者

(5) 交通誘導警備業務に係る 1 級の検定合格者審査

旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する交通誘導警備 (以下「交通誘導警備」という。) に係る旧 1 級検定に合格した者

(6) 交通誘導警備業務に係る 2 級の検定合格者審査

交通誘導警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者

(7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る 1 級の検定合格者審査

旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する核燃料物質等運搬警備 (以下「核燃料物質等運搬警備」という。) に係る旧 1 級検定に合格した者

(8) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る 2 級の検定合格者審査

核燃料物質等運搬警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者

(9) 貴重品運搬警備業務に係る 1 級の検定合格者審査

旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する貴重品運搬警備 (以下「貴重品運搬警備」という。) に係る旧 1 級検定に合格した者

(10) 貴重品運搬警備に係る 2 級の検定合格者審査

貴重品運搬警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者

2 検定合格者審査の対象者

検定合格者審査は、旧検定に合格した者のうち、次に掲げる者以外の者に対して行う。

- (1) 旧検定に合格した警備員であって、検定規則施行 (平成17年 11月21日) の際、現に、当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して 1 年以上であるもの

(2) 旧検定に合格した者であって、検定規則施行の際、現に、当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習（旧規則第12条第1項に規定する指定講習をいう。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの

3 検定合格者審査の日時

区 分	審 査 日 時
審 査	令和4年6月15日（水）午前9時30分から

※ 当日の受付は、午前9時から午前9時30分までに済ませること。

4 検定合格者審査の場所

宮崎市清武町今泉丙2559番地1
宮崎県建設技術センター

5 検定合格者審査の実施要領

(1) 検定合格者審査は、学科試験と実技試験により実施し、学科試験に合格した者のみ実技試験を実施する。

学科試験は、5枝択一式の筆記試験により行う。

(2) 1級の検定合格者審査の科目及び内容

ア 学科試験

(ア) 科目

- 警備業務に関する基本的な事項
- 法令に関すること。
- 警備業務の実施に関すること。
- 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 問題数

10問

イ 実技試験

(ア) 科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 内容

徒手の護身術の基本動作を2種類実施

(3) 2級の検定合格者審査の科目及び内容

ア 学科試験

(ア) 科目

- 警備業務に関する基本的な事項
- 法令に関すること。
- 警備業務の実施に関すること。
- 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 問題数

10問

イ 実技試験

(ア) 科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 内容

徒手の護身術の基本動作を1種類実施

6 検定合格者審査申請書の提出方法

(1) 提出先

住所地又は警備員である者は属する営業所の所在地を管轄する警察署等

(2) 提出期間及び時間

区 分	提出期間及び時間
審 査	令和4年4月4日（月）から4月15日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間

(3) 提出方法

提出は、審査申請者本人によることを原則とするが、委任状があれば代理人でも良い。郵送による申請は認めない。

7 提出書類

- (1) 審査申請書1通
- (2) 旧検定合格証の写し1枚
- (3) 写真1葉（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）
- (4) 次のいずれかの書面（宮崎県公安委員会以外の公安委員会発行の旧検定合格証の所持者に限る。）
 - 県内居住者であることを疎明する書面
 - 県内の営業所に属することを疎明する書面

8 審査手数料

4,700円に相当する宮崎県収入証紙を審査申請書に貼付して提出すること。

審査手数料は、審査辞退その他いかなる場合にも返還しない。

9 受検票の交付

受検票は審査当日、審査会場において交付する。

10 その他

- (1) この検定の実施に際して収集する個人情報には、この検定に関する目的以外には使用しない。
- (2) 公示後、社会情勢の変化により、審査実施の見合せ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。
- (3) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。